

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

本市は、平成30年3月に「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる」を基本理念に掲げ、その実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。

本市における現在の高齢者人口は25,035人（令和2年4月1日）、高齢化率は31.1%となっています。今後団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢化率が33.7%、75歳以上の高齢者の割合が18.8%に、令和22年（2040年）には高齢化率が38.7%、75歳以上の高齢者の割合が22.7%にまで上昇することが見込まれています。

このような状況から、本市を含めた全国の約半数の自治体が2014年に民間の有識者らでつくる日本創生会議において、「消滅可能性都市」と指摘され、社会保障や行政サービスの持続可能性の確保といった課題に直面しています。今後は高齢者人口の増加だけでなく、ひとり暮らしや認知症の高齢者など支援を必要とする方の増加が見込まれていることから、私たちひとり一人が自立支援・重度化防止といった介護保険法の理念を念頭に置きつつ健康づくりや介護予防に努めていくことで、できるかぎり「支え手」としての役割を果たし、社会保障や行政サービスの持続可能性の確保につなげていかなければなりません。

国は増え続ける高齢者を社会全体で支えるための仕組として、地域包括ケアシステム概念を打ち出していますが、近年は、家族関係や地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする住民が抱える生活課題の複雑化・複合化が進んでいます。こうした社会情勢を背景に令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律は、地域住民の様々な生活課題に対応するため、行政と地域住民が一体となった支援体制の整備等により、地域共生社会の実現を目指すことを目的としています。

こうした状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの実現を図るため、「第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）かつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画です。両者はともに高齢者を対象とした福祉の増進を目的としており、それぞれの法律により2計画は一体的に策定されるよう求めていることから、本市においても一体的に策定しました。

老人福祉法 第二十条の八（抄）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

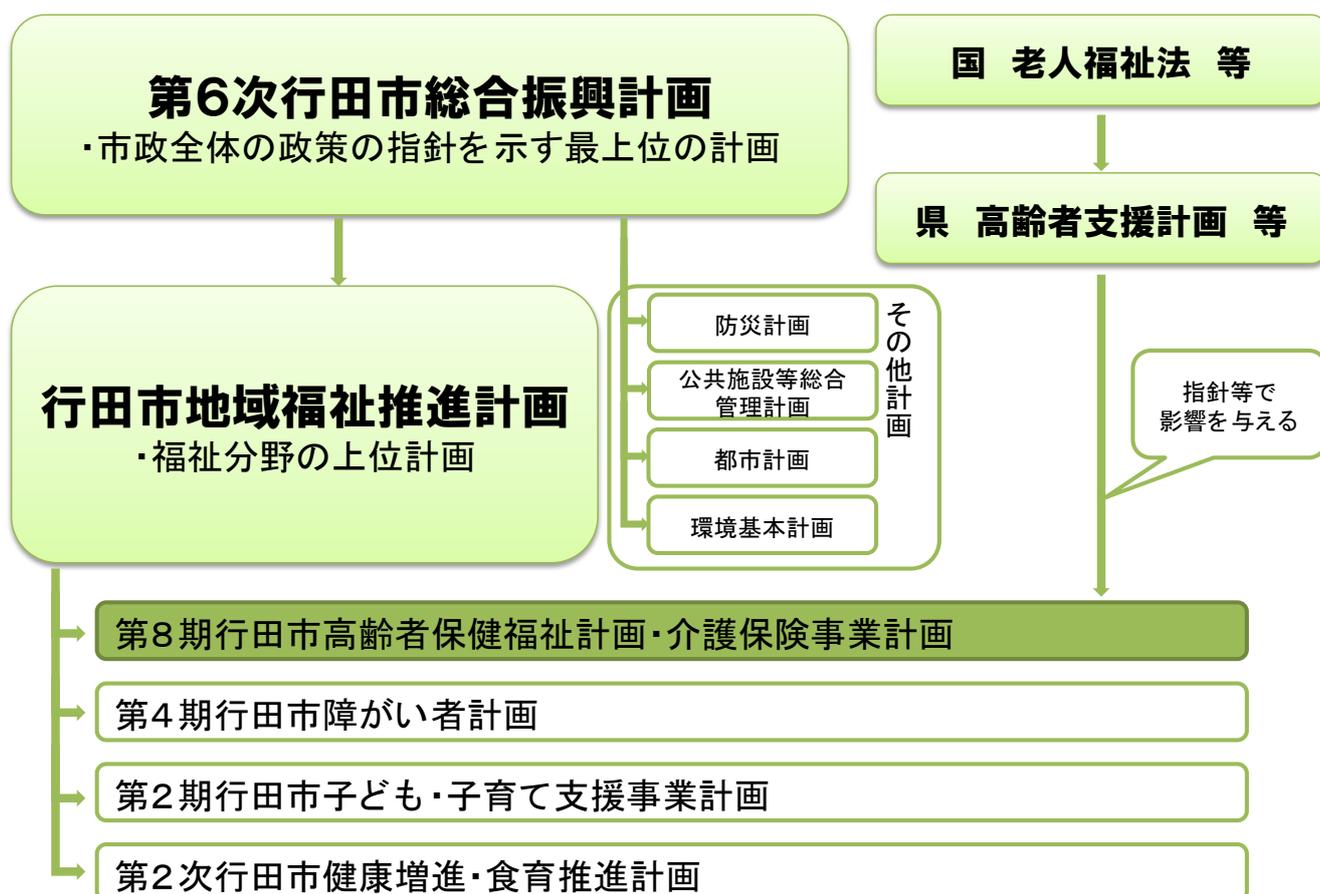
介護保険法 第百十七条（抄）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、本市の中でも「高齢者福祉」に特化した「個別計画」です。福祉全体を対象とする「地域福祉推進計画」や、他の福祉分野に特化した計画等とも連携を図っていく必要があります。また、国の基本指針や大綱、県の策定する計画等とも連携を図っていく必要があります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として、令和2年度中に策定したものです。サービス内容や、給付、保険料の水準等も見据えた上で中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

計画名	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
総合振興計画	第5次			第6次					
地域福祉推進計画	第2期		第3期				第4期		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期		
障がい者計画	第4期					第5期			
子ども・子育て支援 事業計画	第1期		第2期				第3期		
健康増進・ 食育推進計画	第2次				第3次				

5 策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行いました。

(2) 市民意見の反映

要介護・要支援者や一般高齢者などに対する実態調査や、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、より多くの市民の意見を反映できるよう努めています。

第2節 高齢者の現状と将来推計

1 人口構造等の現状及び推計

(1) 高齢者人口の現状

本市の令和2年4月1日現在の総人口は80,506人で、65歳以上の人口は25,035人、高齢化率は31.1%となっています。

■人口の推移（各年4月1日現在）

(人)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
総人口	84,028	83,249	82,469	81,751	81,187	80,506
65歳以上の人口 高齢化率(%)	22,731 (27.1%)	23,382 (28.1%)	23,906 (29.0%)	24,437 (29.9%)	24,766 (30.5%)	25,035 (31.1%)
前期高齢者 構成比(%)	12,827 (15.3%)	13,167 (15.8%)	13,210 (16.0%)	13,392 (16.4%)	13,226 (16.3%)	13,248 (16.4%)
65～69歳	7,238	7,802	7,696	7,385	6,915	6,424
70～74歳	5,589	5,365	5,514	6,007	6,311	6,816
後期高齢者 構成比(%)	9,904 (11.8%)	10,215 (12.3%)	10,696 (13.0%)	11,045 (13.5%)	11,540 (14.2%)	11,795 (14.7%)
75～79歳	4,023	4,124	4,445	4,567	4,968	5,035
80～84歳	2,936	3,030	3,102	3,219	3,238	3,324
85歳以上	2,945	3,061	3,149	3,259	3,334	3,436
40～64歳 構成比(%)	29,218 (34.8%)	28,744 (34.5%)	28,358 (34.4%)	27,996 (34.2%)	27,749 (34.2%)	27,526 (34.2%)

※資料：市民課住民基本台帳

■行田市の人口



(2) 高齢者人口の推計

本市では総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和3年には25,130人、令和5年には25,309人まで増加すると推計されています。

このうち、前期高齢者は今後も減少が見込まれる一方で、令和5年には後期高齢者の割合が17.1%まで増加する見込みです。

高齢化率では、令和3年の31.7%が令和5年には32.6%に、さらに令和22年には38.7%まで上昇すると推計されています。

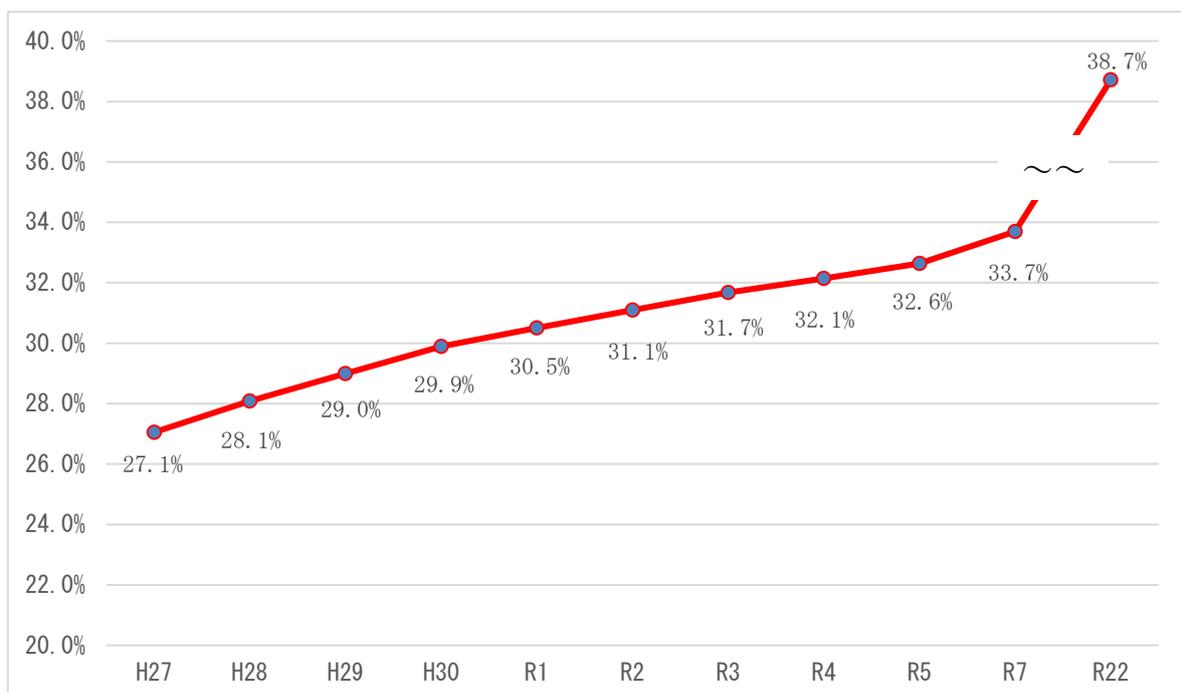
■人口の推計値

(人)

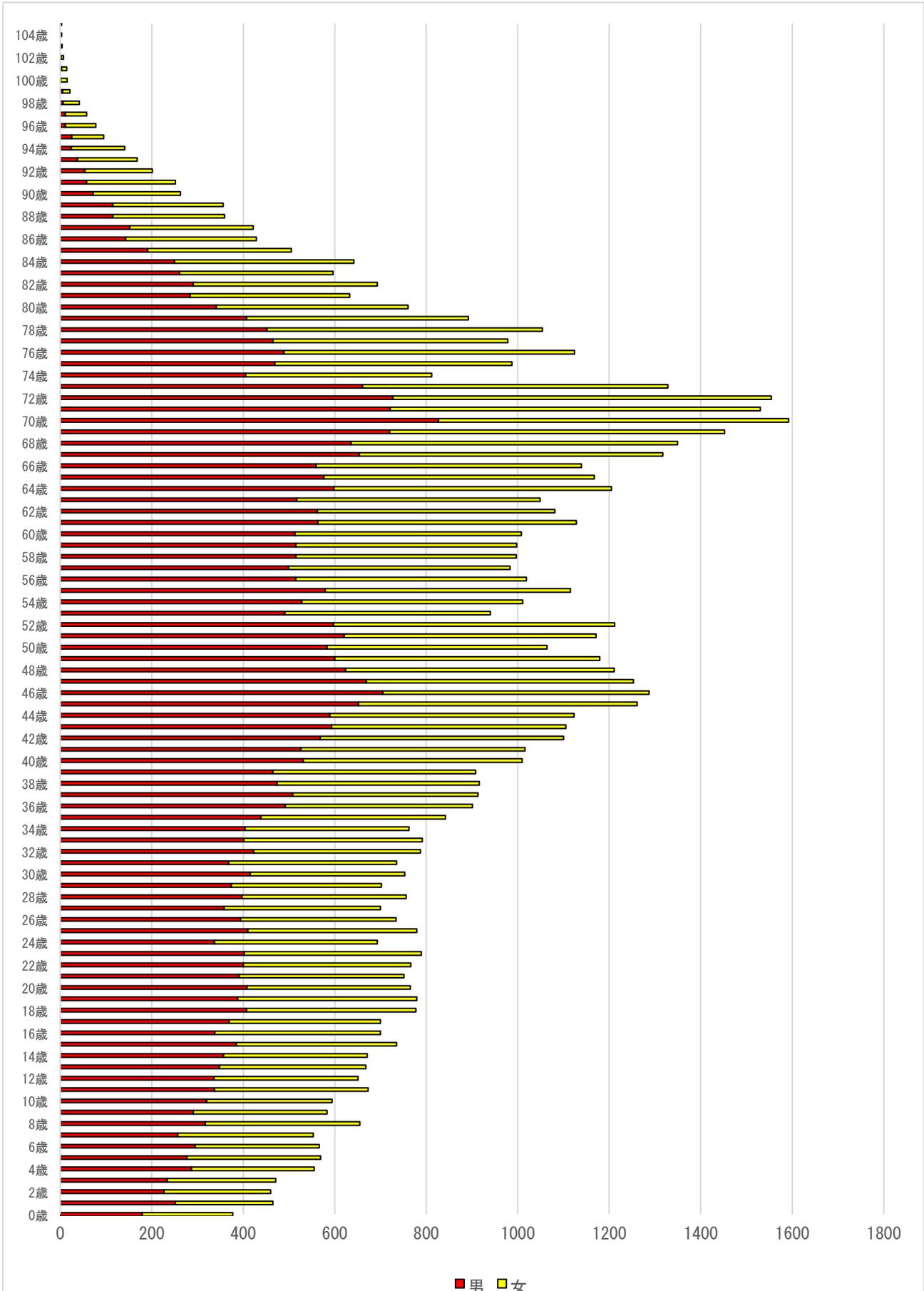
	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
総人口	79,333	78,398	77,536	76,033	64,378
65歳以上の人口	25,130	25,202	25,309	25,617	24,922
高齢化率 (%)	(31.7%)	(32.1%)	(32.6%)	(33.7%)	(38.7%)
前期高齢者 構成比 (%)	12,789 (16.1%)	12,404 (15.8%)	12,030 (15.5%)	11,318 (14.9%)	10,331 (16.0%)
後期高齢者 構成比 (%)	12,341 (15.6%)	12,798 (16.3%)	13,279 (17.1%)	14,299 (18.8%)	14,591 (22.7%)
40～64歳人口	27,033	26,723	26,429	25,895	19,185
構成比 (%)	(34.1%)	(34.1%)	(34.1%)	(34.1%)	(29.8%)

※「見える化」システム将来推計より（令和2年4月現在）

■高齢化率の推移



■行田市の人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）



(3) 高齢者世帯の状況

在宅高齢者を対象として、本市が独自に民生委員に依頼し、実施している調査の結果によると、令和2年度の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施ではありますが、平成31年4月1日現在で見ると、ひとり暮らし高齢者は3,135人、高齢者のみの世帯（親や兄弟等との同居を含め、世帯構成員全員が65歳以上の高齢者）は3,653世帯となっており、前年（平成30年）と比較して、それぞれ130人、103世帯増加しています。

また、本市の総世帯数に対して、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が占める割合では、平成31年で19.5%となっており、年々増加しております。

■行田市の高齢者世帯の状況

(世帯)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
ひとり暮らし高齢者世帯	2,533	2,686	2,892	3,005	3,135	未実施
高齢者のみの世帯	2,994	3,164	3,399	3,550	3,653	未実施
計	5,527	5,850	6,291	6,555	6,788	未実施
行田市の総世帯数	33,784	33,893	34,021	34,501	34,778	35,143
割合 (%)	16.4%	17.3%	18.5%	19.0%	19.5%	—

※現に在宅で生活する高齢者を対象

資料：民生委員による調査結果

■65歳以上の高齢者に対するひとり暮らし高齢者の割合（参考）

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
65歳以上の高齢者数	22,731	23,382	23,906	24,437	24,766
ひとり暮らし高齢者数	2,533	2,686	2,892	3,005	3,135
割合 (%)	11.1%	11.5%	12.1%	12.3%	12.7%

2 要介護・要支援者の状況

(1) 要介護・要支援認定者数の状況

令和元年度末の要介護・要支援者数は 3,617 人でした。なお、前年度比では、1.5%の増となっています。

■要介護・要支援者数の推移

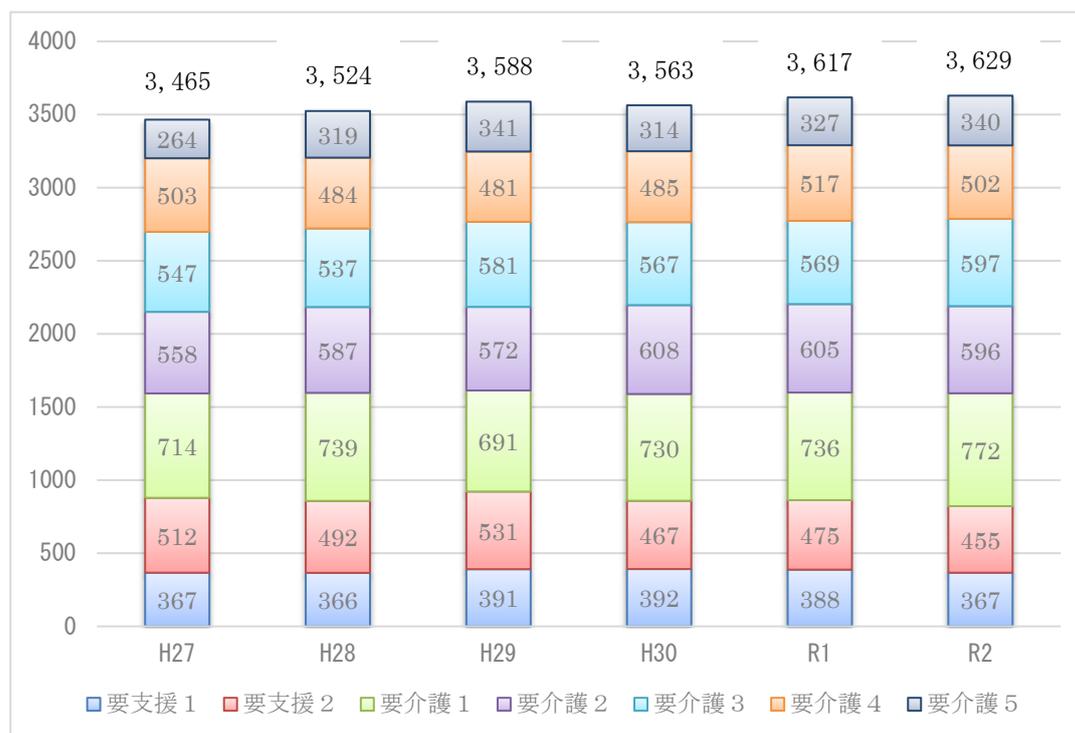
(人)

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 1 年	R 2 年
要支援 1	367	366	391	392	388	367
要支援 2	512	492	531	467	475	455
要介護 1	714	739	691	730	736	772
要介護 2	558	587	572	608	605	596
要介護 3	547	537	581	567	569	597
要介護 4	503	484	481	485	517	502
要介護 5	264	319	341	314	327	340
合 計	3,465	3,524	3,588	3,563	3,617	3,629

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和 2 年度欄は、介護保険事業状況報告・令和 2 年 9 月月報まで

■要介護・要支援者数の推移



(2) 居宅サービス利用者数の状況

要介護・要支援者で居宅サービスを利用している方の数では、要介護者が微増傾向にあります。

■要介護・要支援者の居宅サービス利用者数の推移

(人)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
要支援1	266	104	121	114	122	119
要支援2	372	199	214	220	208	192
要介護1	558	579	549	568	554	578
要介護2	419	472	444	464	482	483
要介護3	325	315	340	344	345	361
要介護4	244	227	212	226	241	254
要介護5	83	120	115	121	113	121
合 計	2,267	2,016	1,995	2,057	2,065	2,108

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和2年度欄は、介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで

(3) サービス利用者数の状況

サービス利用者数の推移をみると、平成28年度から令和元年度にかけての増加率は、3.5%となっています。

■在宅・施設別サービス利用者数の推移

(人)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
認定者数	3,465 (100.0%)	3,524 (100.0%)	3,588 (100.0%)	3,563 (100.0%)	3,617 (100.0%)	3,629 (100.0%)
サービス利用者	2,946 (85.0%)	2,926 (83.0%)	2,970 (82.8%)	3,009 (84.5%)	3,027 (83.7%)	3,083 (85.0%)
居宅サービス	2,267 (65.5%)	2,016 (57.1%)	1,995 (55.6%)	2,057 (57.7%)	2,065 (57.1%)	2,108 (58.2%)
地域密着型サービス	71 (2.0%)	284 (8.1%)	340 (9.5%)	341 (9.6%)	348 (9.6%)	346 (9.5%)
施設サービス	608 (17.5%)	626 (17.8%)	635 (17.7%)	611 (17.2%)	614 (17.0%)	629 (17.3%)
サービス未利用者	519 (15.0%)	598 (17.0%)	618 (17.2%)	554 (15.5%)	590 (16.3%)	546 (15.0%)

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和2年度欄は、介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで

3 要介護・要支援者数の推計

(1) 要介護・要支援認定者数の推計

本市の要介護・要支援者数（第1号被保険者）は増加傾向にあり、令和3年に3,623人、令和5年には3,839人になると推計されています。

このうち、前期高齢者の数は減少傾向ですが、後期高齢者の数は増加が見込まれます。

■要介護・要支援者数の推計値（要介護度別） (人)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
要支援1	388	400	413	439	501
要支援2	439	450	466	488	622
要介護1	773	801	827	877	1,086
要介護2	594	612	628	662	833
要介護3	596	621	635	670	907
要介護4	509	517	525	551	720
要介護5	324	335	345	359	460
総数	3,623	3,736	3,839	4,046	5,129

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

■要介護・要支援者数の推計値（前期及び後期高齢者・要介護度別） (人)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
第1号被保険者	3,623	3,736	3,839	4,046	5,129
要支援	827	850	879	927	1,123
要介護	2,796	2,886	2,960	3,119	4,006
前期高齢者	442	433	418	397	347
要支援	111	109	106	100	88
要介護	331	324	312	297	259
後期高齢者	3,181	3,303	3,421	3,649	4,782
要支援	716	741	773	827	1,035
要介護	2,465	2,562	2,648	2,822	3,747

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

(2) 要介護・要支援認定率の推計

要介護・要支援の認定率は、令和3年の14.4%から徐々に上昇し、令和5年には15.2%、令和22年には20.6%になると推計されています。

■ 認定率の推計値

(%)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
第1号被保険者	14.4%	14.8%	15.2%	15.8%	20.6%
前期高齢者	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.4%
後期高齢者	25.8%	25.8%	25.8%	25.5%	32.8%

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

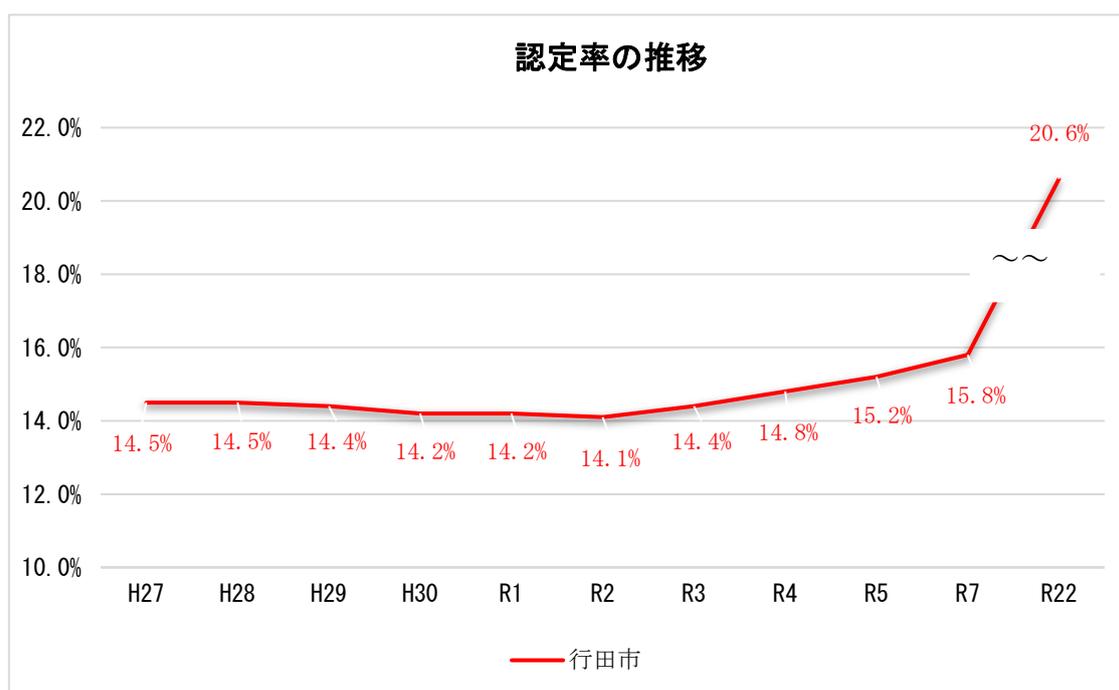
■ 国・県との認定率の比較（参考）

(%)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
行田市	14.5%	14.5%	14.4%	14.2%	14.2%	14.1%
埼玉県	14.3%	14.4%	14.6%	15.0%	15.4%	15.5%
全国	17.9%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.5%

※「見える化」システム現状分析(介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで)

■ 認定率の推移



第3節 施策の展開

1 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案した上で、介護保険法に基づき市町村が定めることになっており、本市では、これまでA～Eの5圏域の日常生活圏域を設定してきました。

地域の高齢者を支える基盤は、保健・福祉施設や公共施設、交通網はもとより、地域をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。それらを最大限に活用し、身近な生活圏域における様々なサービス拠点が連携することで、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要があります。

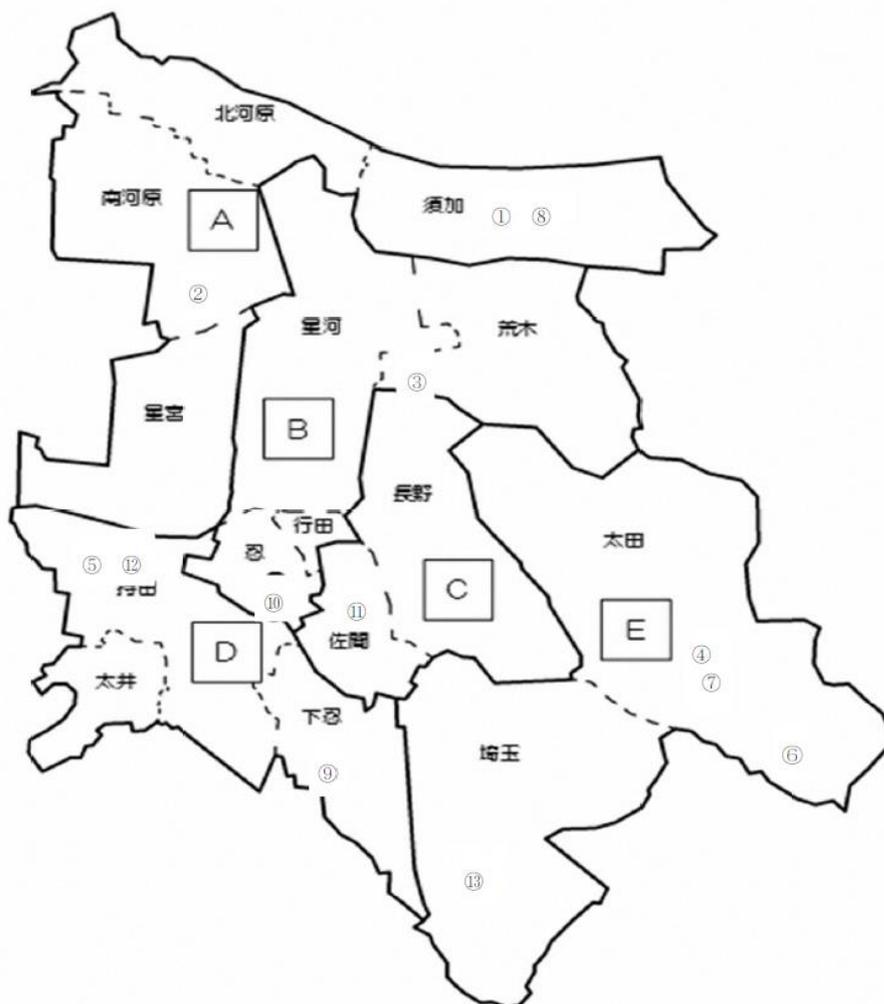
現状では、高齢者人口の少ないA圏域に介護保険施設が3施設ありますが、地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護」を提供する住居（通称：グループホーム）は、高齢者人口の多いB～Eの各圏域に設置されており、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるための基盤整備が進んでいることなどを踏まえ、第8期計画における日常生活圏域は、第7期計画と同様に5圏域を設定します。

その一方で、本来であれば一致すべきである日常生活圏域と各地域包括支援センターの担当区域が異なっている他、地域包括支援センターの担当区域の一部では、区域が地理的に分断されている「飛び地」状態となっています。第7期計画期間中に地域包括支援センターを1か所増設したことに伴い、地域包括支援センターの担当圏域を見直し、一部については飛び地が解消されましたが、未だ飛び地が残っています。地域包括支援センター業務の効率的な運営のためには、担当区域内の高齢者数の均一化は必要と考えられることから、今後につきましては、日常生活圏域及び各地域包括支援センターの担当区域の設定について様々な角度から総合的に検討していきます。

■日常生活圏域別人口（令和2年9月1日現在：住民基本台帳）

日常生活圏域区分	地区名	世帯数	総人口	65歳以上の高齢者人口	高齢化率	圏域区分毎の高齢者人口比
A	須加	715	1,581	675	42.7%	11.2%
	北河原	379	922	385	41.8%	
	星宮	658	1,568	595	37.9%	
	南河原	1,495	3,531	1,179	33.4%	
	計	3,247	7,602	2,834	37.3%	
B	忍	2,507	5,567	1,837	33.0%	24.9%
	行田	752	1,522	544	35.7%	
	星河	3,741	8,797	2,732	31.1%	
	荒木	1,384	3,100	1,167	37.6%	
	計	8,384	18,986	6,280	33.1%	
C	佐間	2,960	6,556	1,987	30.3%	20.6%
	長野	4,949	11,197	3,199	28.6%	
	計	7,909	17,753	5,186	29.2%	
D	持田	5,814	13,300	4,088	30.7%	27.6%
	太井	3,986	8,652	2,290	26.5%	
	下忍	773	1,879	598	31.8%	
	計	10,573	23,831	6,976	29.3%	
E	埼玉	1,911	5,021	1,597	31.8%	15.7%
	太田	3,245	7,154	2,363	33.0%	
	計	5,156	12,175	3,960	32.5%	
合計		35,269	80,347	25,236	31.4%	100.0%

■日常生活圏域図



■市内の介護保険施設及び地域密着型サービス事業所の立地状況

種別	圏域	番号	事業所名	定員等
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	A	①	特別養護老人ホーム緑風苑	100人
	A	②	特別養護老人ホームおきな	100人
	B	③	まきば園	80人
	E	④	介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	90人
	D	⑤	特別養護老人ホーム雅	100人
	E	⑥	特別養護老人ホーム行田さくらそう	100人
	E	⑦	ふぁみいゆ行田(地域密着型)	25人
介護老人保健施設	A	⑧	介護老人保健施設グリーンピア	80人
	D	⑨	介護老人保健施設ハートフル行田	80人
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	B	⑩	行田ケアセンターそよ風	17人
	C	⑪	緑風苑グループホーム百花(はな)	18人
	D	⑫	壮幸会介護保険施設心春(こはる)	18人
	E	⑬	高齢者グループホーム「ほっとほっと」	9人

2 計画の基本理念と基本目標

行田市総合振興計画（案）では、本市が目指す将来像を「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまちぎょうだ」としています。この将来像を実現させるための施策の大綱のひとつに「いきいきと暮らし共に支え合うまち」を掲げ、高齢者施策については、高齢者がいつまでも自分らしく、健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指し、社会参加や就労を促進しています。

平成 29 年に行われた介護保険法の改正において、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の方向性が示され、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等への取組が求められています。

本市では、少子高齢化の進行の結果、令和 22 年（2040 年）における高齢者人口は、ピーク時と比較し僅かではありますが減少していくことが予測されております。しかし、現役世代については急激な減少が予測されていることから、令和 22 年（2040 年）には高齢化率が 38.7%となる見込みとなっています。また、団塊の世代が 75 歳に差し掛かるいわゆる 2025 年問題の顕在化が 2025 年（令和 7 年）を待たずして見込まれているだけでなく、今後、更なる後期高齢者割合の上昇に伴い、要介護・要支援認定者数及び要介護・要支援認定率の上昇が見込まれていることから、本市の医療・介護の需要は、引き続き高い水準で推移していくものと考えられます。従って、在宅医療・介護連携をより一層の推進していくことで、限りある医療・介護の資源や人材を支援を必要とする高齢者に対して適切に割り当て、効率的なケアを行う体制を整備するとともに、日常生活におけるちょっとした困りごとについては、地域での互助により支え合う仕組みを構築していくことで、医療・介護の連携を核とする専門職によるケアと住民による支え合いにより高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。

国は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そのため、本市の高齢者施策においても、高齢者が支えられつつも、一方で自らも積極的な社会参加が可能であり、他者の支え手にもなることができる地域づくりを目指しています。

本計画においては、行田市総合振興計画、福祉の上位計画である地域福祉計画や同じ福祉分野の個別計画、県の高齢者支援計画等との整合性を図り、これまでの計画を継承しつつ、新たな視点も盛り込み、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを感じ、たとえ介護が必要になっても地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう各施策を推進していきます。

(1) 基本理念

本市では、第6次行田市総合振興計画（案）（令和3年度～令和12年度）において、人の絆・地域の力・まちの賑わいの3つを柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

そのため、本計画では、上位計画である第6次行田市総合振興計画（案）の高齢者部門における政策目標である『いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。



(2) 基本目標

本計画の基本目標は、計画の継続性を勘案し、第6次行田市総合振興計画（案）における「政策分野」で示されている内容を踏まえ、本計画の基本目標として掲げます。

基本目標1 生きがいくりと活躍の場の充実

高齢者が、住み慣れた地域で健康で幸せに暮らし続けていくためには、気軽に地域での活動に参加でき、その中で生きがいを持って過ごせる環境が必要です。また、高齢者が生きがいを持って地域で活躍することは、介護予防にもつながります。

そのためには、高齢者が気軽にコミュニケーションできる場、自己研鑽の場などの整備が必要です。更に、福祉の「支え手」と「受け手」の境目をなくし、高齢者も地域で社会的役割を持って活動するための仕組みづくりも大切です。

具体的には、老人クラブなどのコミュニティ支援、ボランティアの育成、活用及びボランティア団体への支援、就労や生涯学習の機会の提供などを行います。

基本目標2 高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援

地域の高齢者が健康的に暮らし続けていくためには、高齢者自身の健康づくりへの取組に加え、それを支える健康教育や各種検診の充実を図る必要があります。

また、少子高齢化、核家族化が進行している現在、地域には生活課題を抱えやすく、周囲もその課題に気づきにくいひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、万が一、生活課題を抱えたときに地域において「我が事」として捉え、対応できる地域づくりや、高齢者の在宅生活を支援するためのサービスの充実が必要です。

具体的には、各種検診や健康教育の実施、見守り活動の推進やひとり暮らし高齢者の把握、安否確認につながる事業の推進などを行います。

基本目標3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実（介護保険事業計画）

高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、その有する能力に応じて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

また、提供するサービスは、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目的に行うものとし、高齢者の生活の質の向上を目指すものとします。そのために、市は、介護予防を推進する他、医療との連携に十分配慮するとともに、居宅介護支援事業所を始めとする介護サービス事業所等と一体となり、サービスの質の向上に努めます。

3 計画の体系

(1) 計画の構成

本計画は、高齢者の保健福祉の推進に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」という基本理念に則り、高齢者保健福祉計画において、基本目標である「生きがいがづくりと活躍の場の充実」「高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援」に資する各種施策を、介護保険事業計画において「安心して暮らせる高齢者福祉の充実」に資する各種施策を展開しています。

